

# 理事及び監事並びに評議員に対する報酬基準

社会福祉法人 くるみ

定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等の支給基準について、次のように定める。

## 1 理事長の報酬月額

- ・ 理事長の報酬月額 50万円までの範囲内

## 2 役員等の会議出席に係る報酬

- ・ 理事会又は評議員会への出席の都度 1人一律 3,000円(源泉所得税控除後)

## 3 監事の監査に係る報酬

- ・ 一事業年度につき監事の監査に係る額 10万円以内  
具体的金額は理事長が決定する。

## 4 理事会・評議員会及び監事会への出席の交通費

- ・ 高岡市内 1000円
- ・ 富山県内 2000円
- ・ 県外 最寄り駅からの交通費を参考に理事長が決定する。

この基準は平成30年8月1日から実施する。